

自動車運転代行業者の皆様へ

令和5年1月4日から、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「運転代行業法」という。）第8条1項に係る手続きが警察行政手続サイトで可能になります。

※警察行政手続サイトは福井県警察ホームページよりアクセスできます。

1 対象となる手続き

運転代行業法第8条1項に係る手続き

- ①氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ②主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地
- ③運転代行業法第十二条に規定する措置（損害賠償措置）
- ④安全運転管理者等の氏名及び住所
- ⑤法人にあっては、その役員の氏名及び住所
- ⑥随伴用自動車に関する事項であって施行令で定めるもの（自動車登録番号若しくは車両番号又は標識の番号）

2 届出の方法（申請に必要な書類）

変更届出書（Word形式（docx）又はExcel形式（xlsx））

➡必要事項を記載したものを準備してください。

変更事項を疎明する資料（PDFデータ）

➡必要事項を記載したものを準備してください。

（例：住民票、自動車検査証の写し等）

※変更届出書は県警ホームページからダウンロードができます。

お問い合わせ先

- 主たる営業所の所在地を管轄する警察署交通課
- 福井県警察本部交通企画課企画指導係 電話 0776-22-2880（内線5022・5023）